

令和元年5月13日現在

機関番号：32682

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2016～2018

課題番号：16K04200

研究課題名（和文）金融包摂による生活困窮からの脱却可能性

研究課題名（英文）Alleviation from Hardship through Financial Inclusion

研究代表者

小関 隆志（Koseki, Takashi）

明治大学・経営学部・専任准教授

研究者番号：20339568

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 3,500,000円

研究成果の概要（和文）：本研究は、日本における金融排除の実態を把握するため、単身高齢者、多重債務者、元路上生活者、定住外国人など多様な生活困窮世帯を対象として、高頻度の継続的な調査を行い、調査対象世帯の収入と資金管理の実態、金融の利用状況を分析した。金融排除とは、適切な金融サービスを利用できないため日常生活に支障をきたすようになる過程である。

調査対象者の大多数は銀行で融資などの金融サービスを利用できなかったり、多重債務で自己破産したために利用不可となったり、精神障害等の原因で家計管理ができなかったり、あるいは日本語理解力の問題を抱えていたり、金融サービスの利用に多様な障害要因を抱えていることがわかった。

研究成果の学術的意義や社会的意義

学術的意義は、生活困窮世帯の家計を1年間にわたり分析し、家計管理上の課題を見出すとともに、生活困窮世帯による金融サービス利用の状況を明らかにしたことである。従来、年間所得といった単純な指標で捉えられがちだった生活困窮世帯の家計収支が時期によって大きく変動していることや、貯蓄の余裕がない世帯にとって収支を平準化する有効な金融的手段が欠如していることなどを示し得た。

社会的意義は、生活困窮者自立支援事業（特に家計改善支援事業）やセーフティネット貸付・生活相談事業、生活福祉資金貸付制度などの現行制度の見直し、生活困窮者支援団体や金融機関による自主的な取り組みの促進に対して示唆を与え得ることである。

研究成果の概要（英文）：This study aims to clarify present condition of financial exclusion in Japan through highly continuous interviews with a variety of needy people, such as single elderly households, people in over-indebtedness, ex-homeless people and immigrants. We analyzed income/expense, family budget management and use of financial services of target households. Financial exclusion refers to a process with which people get to have difficulties in everyday lives due to inability of using financial services.

We found that most of the target households experienced different sorts of obstacles in using formal financial services, such as denials of credit application by banks, bankruptcy due to over-indebtedness, the lack of ability of money management because of mental condition and limited literacy of Japanese language.

研究分野：ソーシャル・ファイナンス

キーワード：金融排除 金融包摂 貧困 社会的排除 生活困窮者 ファイナンシャル・ダイアリー 家計調査

様式 C - 19、F - 19 - 1、Z - 19、CK - 19 (共通)

1. 研究開始当初の背景

(1) 貧困の深化：日本国内では1990年代以降の長期不況や非正規労働者割合の増加などにより、相対的貧困が16.1% (2014年) になり、生活保護世帯数が200万世帯を超えるなど、貧困が深化した。政府は2015年に生活困窮者自立支援法を施行して自立相談や就労、住宅確保、子どもの学習支援などの支援事業を始めているが、これらの中に家計相談(その後家計改善支援と改称)や生活福祉貸付といった家計・金融に関連した事業も含まれている。ここからも読み取れるように、貧困対策や生活困窮者支援においては、所得補償や就労・住宅だけでなく適切な金融サービスの提供や家計相談などの側面が欠かせない。

貧困層や生活困窮者が、自らの限られた所得や資産を有効に管理し、起こり得るリスクをコントロールして生活を向上させるための手段として、金融サービスの果たす役割は大きい。特に、大多数の人々に金融サービスが普及して日常生活の隅々にまで浸透した今日の状況(=金融化/financialization)では、生活で金融サービスを利用することが一種の規範と化し、金融サービスを利用しない・できない少数の人々は著しい不利益を被ることとなる。例えば入学金や授業料を借りられずに進学を諦めたり、雇用保険・健康保険の未加入により失業の際に困窮に陥ったりする。

しかし、貧困や社会的排除に関する国内の研究のほとんどは、金融の果たしうる役割や、金融によって生じる問題に着目して研究してこなかった。多重債務問題や奨学金問題、年金問題などはそれぞれ個別に論じられてきたが、貧困や社会的排除の研究の中で関連づけられ、位置づけられてこなかった。

(2) 金融排除研究の進展：1980~1990年代に英米を中心に起きた金融の規制緩和(金融自由化)は、金融業態間の融合や金融機関の合併・大型化を経て、メガバンク間の国際的な競争激化を招いた。金融機関は競争力強化のため収益性の高い顧客へのサービスにシフトし、収益性の低い(すなわち低所得の)顧客へのサービスを削減するようになった。英米では、低所得地域における銀行支店の集中的な閉鎖や、クレジット・スコアリング技術を用いた信用力評価に基づく顧客の選別(信用力の低い顧客の拒絶)という形で問題が顕在化し、研究者はこうした問題を「金融排除」(financial exclusion)と呼んだ。金融排除問題は金融機関の競争や新自由主義的福祉国家解体、ITの進展を背景に生じたことから、英米に限らずヨーロッパ諸国をはじめとする先進諸国でもある程度共通にみられ、2000年代以降金融排除研究が盛んになった(Leyshon and Thrift 1995; Kempson and Whyley 1999; Kempson et al. 2000; Datta 2012など)。日本においても2000年以降、英米の金融排除論を日本に紹介しながら、日本の文脈に当てはめて論じる研究が散見されたが(田尻 2000; 福光 2001など)日本では郵政民営化や不良債権処理、金融ビッグバンなど金融機関側の問題としてみなされる傾向が強く、貧困や社会的排除と結びついて研究が発展することはなかった。

(3) マイクロファイナンスの構築：1980年代以降途上国を中心に急速に発展をみせたマイクロファイナンスは、金融包摂と貧困削減の有望な手段として1990年代後半以降欧米諸国にも実験的に導入された。銀行から資金を借りられず高利貸から搾取される貧困層や社会的弱者層を対象に、有利な条件で低利融資し伴走型の支援を提供することで、彼らの起業や就職を促進し経済的自立を図れるという意図である。日本では、多重債務者へのセーフティネット貸付や、生活福祉資金・年金担保貸付のような公的な福祉貸付、あるいは日本政策金融公庫による零細事業への低利貸付はあるものの、欧米諸国で展開しているようなマイクロファイナンスはほとんどみられない。各国の歴史的背景や制度的・経済的背景が異なるため、他国の制度を表面的に模倣しても定着しない。日本におけるマイクロファイナンスの必要性、日本の実態に即したマイクロファイナンスのあり方を明らかにする必要がある。

2. 研究の目的

本研究は、日本における金融排除の実態を把握することを目的としている。金融排除の定義は論者によってまちまちだが、本研究では「金融のアクセスや使用が難しくなり、所属する社会における当たり前な生活を営むことができなくなる過程」(Gloukoviezoff 2011)を採用する。また、「金融包摂」(financial inclusion)とは、金融サービスから排除された人々に必要な金融サービスを提供することを意味する。このような定義を採用したのは、金融排除を社会的排除との関連において、過程ないし動態として認識するためである。社会的排除の概念自体も、貧困のように静的な状態を示しているというよりは、排除される過程に着目した動的な概念であり、その点は金融排除にも当てはまる。また、金融排除と、より広範な社会的排除(失業、低学歴、ホームレスなど)との間には、一方が他方の原因となって悪循環を繰り返すと指摘されている。金融排除は、金融の内部で完結している問題ではなく、新自由主義的な福祉国家の構造改革、雇用の柔軟化などによって生じる富の二極化と社会的排除と密接な関係をもって生じた優れた現代的な問題といえる。

金融排除の実態把握を研究目的とする理由は、貧困や社会的排除の文脈の中に金融排除を位置づけ、これまで個々別々に論じられてきた多重債務問題などの問題を金融排除としてより包括的に捉え直すためである。金融排除として捉えることで、マイクロファイナンスや家計改善支援をはじめとした金融包摂の方法論を構築することが可能となる。

日本では、金融排除の調査研究が発達せず、国内の金融排除の実態が可視化されていないため、社会課題として認知されず、従って政策課題にも上がってこない。本研究は金融排除の実態を示すことにより問題を可視化することをねらいとしている。

3. 研究の方法

(1) ファイナンシャル・ダイアリー調査：本研究は金融制度や社会保障といった制度自体の欠陥をマクロな視点で論じるのではなく、金融排除に陥りやすいとされる低所得者や非正規労働者、外国人、障害者などの家計収支と金融行動に内在する問題状況をミクロな視点で論じ、金融排除を見出そうとする。具体的には、生活困窮者世帯を対象にファイナンシャル・ダイアリー（以下FDと略称）の方法を用いて、各世帯の家計収支と金融サービス利用（貯蓄、借入、返済、送金、保険など）を1年間にわたり継続的に記録分析する。

FDは、S.ラザフォードやJ.モーダックらが開発した調査手法で、彼らはインド・バングラデシュ・南アフリカの3か国で調査し、貧困層の金融行動の実態を初めて克明に描き出した(Morduch et al. 2009)。さらにアメリカでも同様の調査が実施され、FDが先進諸国でも適用可能であることが示された(Morduch and Schneider 2017)。FDは、調査対象世帯の家計収支や金融取引のデータを記録分析するという定量分析に加えて、調査員が対象世帯に定期的に訪問して背景事情（病気、災害、転職など）を聞き取り、数値の裏付けを図るという定性分析を融合した手法である。FDは少量サンプル調査としての限界（少量のため結論を直ちに一般化・普遍化できないこと）があるものの、調査対象世帯の収支の変動と金融行動を動的に捉えることが可能となる。

本研究はこのファイナンシャル・ダイアリー調査に倣い、調査員が1年間にわたって隔週で調査対象者を訪問し、調査対象者の世帯の収支と金融行動（貯蓄、借入、返済等）のデータを取得するとともに、その世帯の属性や背景、生活状況などの定性情報を聞き取ることを続けた。調査は2016年10月に始まり、2018年11月に終了した。

調査対象者としては生活保護受給者とボーダーライン層（低所得の非受給者）の双方を対象に含むことにした。また、多重債務や自己破産、病気・障害、定住外国人などを原因とした金融排除の可能性が考えられるため、多様な属性が含まれるよう配慮した。具体的な対象者の選定・推薦は、生活困窮者を支援する団体に依頼した。

調査員は社会福祉士会を通して公募した社会福祉士である。その理由は、調査が生活上の困難を抱える対象者の家計というセンシティブ情報を取り扱うことから、秘密保持義務（介護福祉士及び社会福祉士法第46条）があり、コミュニケーションスキルを持つ社会福祉士が適任と考えたためである。

(2) インタビュー調査：2017 - 2018年にかけて、東京・千葉・愛知で計57世帯を対象にインタビュー調査を実施した。ファイナンシャル・ダイアリー調査は少数の対象者に密着して長く深く関わり、聞き取りに加えて家計収支のデータを収集するのに対し、インタビュー調査は多数の対象者に短く浅く関わり、1回の聞き取りだけを行うものであり両調査が相互補完することをねらいとした。

主に多重債務者、低所得の高齢者、在日外国人、DV被害者、施設居住の母子世帯、路上生活者などに対して、家計収支、貯蓄・資産運用、負債・借入、公的年金・健康保険、金融トラブル経験などについて尋ねた。ファイナンシャル・ダイアリー調査と同様、具体的な対象者の選定・推薦は、生活困窮者を支援する団体に依頼した。調査員は、社会福祉士会とファイナンシャル・プランナー協会を通して公募した社会福祉士ないしファイナンシャル・プランナーのいずれも有資格者である。

4. 研究成果

以下では紙幅の都合上、ファイナンシャル・ダイアリー調査結果に限定して述べる。調査対象者は表1のとおりである。

調査対象者を属性別にみれば高齢者が6件、障害者が3件、定住外国人が2件である。その他のケースも慢性的な体調不良があったり（No.1）病識はあるが金銭的な理由で通院を避けているケース（No.11）夫が人工透析治療中であるケース（No.12）であったりなど、なんらかの生活上の困難を抱えている。なおNo.13・No.14の定住外国人は日本での定住歴が20年から30年である。

主な収入源別にみれば、調査対象者のうち生活保護を受給しているのは7件で、うち2件は年金も受給している。生活保護を受けていないが年金を受給しているのは3件である。年金を受給している対象者のなかには年金のみで生活が維持できている者はおらず、生活保護やアルバイト・パートなどの非正規労働、親族からの支援で生計を維持している。その他の4件はアルバイトや自営業などで生計を立てている。

表1 調査対象者の属性等分類

番号	性別	世帯	属性・状況	主な収入源	親族関係
No.1	女	単身	慢性的体調不良	生保	疎遠
No.2	男	単身	高齢	生保（途中から年金受給）	疎遠

No.3	男	单身	高齢	生保	疎遠
No.4	男	单身	精神障害	生保	疎遠
No.5	男	单身	高齢	生保+老齢年金	支援受けず
No.6	女	单身	高齢	生保+老齢年金+非正規	息子の支援
No.7	女	单身	精神障害	生保+非正規	疎遠
No.8	男	夫婦のみ	高齢	老齢年金	息子の支援
No.9	男	单身	発達障害	障害年金+非正規	姉の支援
No.10	男	单身	高齢	老齢年金+非正規	支援受けず
No.11	男	单身	病識ある	非正規	疎遠
No.12	女	夫婦+子2	夫が人工透析中	正規雇用(+自営業)	支援受けず
No.13	女	夫婦+子2	定住外国人	自営業(+非正規)	姉から借入
No.14	女	夫婦+子1	定住外国人	非正規(夫婦)+親族支援	親族の支援

表2では、調査対象者の収入・資産状況および資金収支がマイナスになった時の対応についてまとめている。

平均月収については15万円前後の低所得世帯が多い。なおNo.13については後述するように、飲食店自営業で帳簿管理ができていないために事業の経常収支と家計の収支が一緒くたになっているため、平均月収が実態よりも過大になっている。また資産状況についてはほぼゼロのケースも複数あり、平均月収を超える資産があるのはNo.1のみである。今回調査に際して資産状況を非開示としたケースもみられるが、その中には家賃滞納やクレジットカードで借入しているケースが複数あり、そうしたケースにおいては資産がほぼゼロになっている可能性が高い。

調査対象者の中には毎月の収入の変動幅が大きいケースや、また子どもの進学や突発的な病気・事故、または趣味・ギャンブルなどの衝動的な消費により月の支出が急増するケースが存在する。そうした際に一定程度の現預金を所持しているケースにおいては蓄積した現預金の取り崩しで対応しているが、そうでないケースにおいては知人・親族からの少額借入やクレジットカードの利用で対応しているケースが多い。また支出を削減する方法として、支援団体からの食料などの現物支給に頼るケースや、食事を減らしたり各種支払いを遅延させたりすることで凌いでいるケースも散見される。

表2 調査対象者の収入・資産・資金収支マイナス時の対応

番号	平均月収	資産(開始～終了)	資金収支マイナス(見込み)時の主な対応	自己破産歴
No.1	139,568円	176,544円～204,260円	現預金	あり
No.2	127,362円	29,000円～ほぼゼロ	支援団体からの現物支給、借入(知人)、家賃支払い遅延	
No.3	123,656円	117,261円～120,121円	借入(知人)、借入(携帯会社)	
No.4	83,028円	非開示	借入(知人)、電話料金滞納、食事のカット、フードバンクの利用	
No.5	118,714円	117,184円～50,174円	支援団体からの現物支給、借入(知人)	
No.6	117,763円	非開示	現預金	あり
No.7	100,630円	ほぼゼロ	家賃滞納、携帯電話料金滞納、食事のカット、フードバンクの利用	あり
No.8	204,468円	ほぼゼロ	息子からの支援、各種費用の分割払い	あり
No.9	192,239円	72,145(開始時)	キャッシング(カード)、借入(姉)	あり
No.10	141,538円	非開示	預貯金	
No.11	134,276円	非開示	家賃滞納、食事のカット、割賦支払滞納、フードバンクの利用	あり
No.12	156,592円	非開示	クレジットカードリボ払い、現預金、教育ローン	
No.13	891,081円	770,997円	キャッシング(カード)、公共料金・国保・住宅保険料等の支払遅延	
No.14	512,028円 夫婦収入 233,249円	590,666円 ～26,635円	キャッシング(カード)、クレジットカードリボ払い、親族からの支援	

本調査により、低所得者層の家計において、突発的な資金需要や収入の変動を原因として、資金収支がマイナスになるケースが数多く確認された。一部、収入が少ないながらも収支がマイナスにならないように家計管理を奏功させているケースもあるが、家計簿をしっかりとつける

など一定の努力の成果であるといえる。しかしこうした努力は、もともと家計管理を苦手とする者や、高齢・精神障害・定住外国人などの状態にある者にとっては十分な支援なく実行することが非常に困難であるように思われる。

また、生活保障に資すはずの現行の社会保障関係の給付方式自体が、低所得世帯の収支の不安定を引き起こす要因にもなっていることも確認できた。本調査で確認した事例で言えば、年金と生活保護費を併せて受給しているケースである。年金支給が偶数月に2か月分まとめて支給しているがゆえに、奇数月に少額しか生活保護費が支給されないという状態になっており、2か月間適切に受給者が家計管理しなければ、年金支給日前の数週にわたって生活費の不足を発生させてしまう。このような給付方式の問題点はすでに児童扶養手当の「まとめ支給」の問題点として指摘されていることである。

とはいえ資金収支がマイナスになる原因として、調査対象者自身の「浪費」があるようにもみえる。しかし「浪費」を発生させている調査対象者の多くが、高齢だったり発達障害や精神障害といったりとした問題を抱えているということに注意する必要がある。またムッライナタンやシャフィールが指摘するような、家計に余裕がないときに目の前の問題の処理に集中しすぎてしまい将来のより重要な問題を疎かにしてしまう、という人間の特性に注目するならば、資金収支のマイナスを頻発させる収支構造の不安定性自体が、人を不適切な家計管理に追い込んでいともいえる(Mullainathan & Shafir 2013=2017)。ゆえに一概に「浪費」による生活困難を、自己責任に帰させることはできない。

本調査では先行研究も指摘するように、銀行口座を持っていないという意味での金融排除はほぼ確認できなかった。しかし一方で、収支を平準化させるに適切な金融サービスや、関連した支援の不足を確認することができた。そのため、多くのケースで収支のマイナスに際して各種の支払いの先延ばし・滞納が見られた。また知人から高利で借入したり、利率の高いキャッシングやリボ払いで負債を膨らませたりしているケースや、可変的な支出である食費を極端に削減しているケースも見られた。これらは多重債務や過重債務につながり、長期化すれば家計の収支構造をさらに悪化させる。さらには生命の維持さえも脅かす問題に直結する危険性もある。また子どもの教育費に影響が出れば、子どもの将来にも悪影響を及ぼす。まさに、金融のアクセスや使用が難しいがゆえに「所属する社会における当たり前前の生活を営むことができなくなる過程」という意味での金融排除が発生しているといえる。

こうした状況を改善するためには生活保護世帯や低所得者であっても低利で利用できる金融サービスが必要となろう。そして、こうした金融サービスは、家計改善をサポートする支援や、追加的に発生する突発的な資金収支のマイナスにも柔軟に対応するシステムを有するものである必要がある。さらに本調査を踏まえていけば、金融排除の問題を解消するために、金融サービスの拡充だけでなく、生活保護受給者や低所得者の不安定な家計自体も改善する必要がある。年金等のまとめ支給の解消や、資金収支マイナス時のバッファーとなる一定以上の現預金の保持を生活保護の実施機関が積極的に認めていく必要がある。

本調査では、生活保護受給者や低所得者の家計を、ファイナンシャル・ダイアリーといった方法で1年間にわたって調査し、生活保護受給者や低所得者の(マイナスに陥りやすい)脆弱な家計収支の状況と、それを補う金融サービスや支援体制の不足を確認した。

とはいえ本調査のサンプルは14件と少ない。とくに今回の調査では生活保護を受給していない世帯の調査サンプルが少なく、母子家庭については調査できなかった。

<引用文献>

Datta, Kavita (2012) *Migrants and their money: surviving financial exclusion*, The Policy Press, Bristol.

福光寛(2001)『金融排除論 阻害される消費者の権利と金融倫理の確立』同文館出版

Gloukoviezoff, Georges, 2011, Understanding and Combating Financial Exclusion and Overindebtedness in Ireland: A European Perspective, *Studies in Public Policy*, 26, The Policy Institute.

Leyshon, Andrew and Nigel Thrift (1995) "Geographies of Financial Exclusion: Financial Abandonment in Britain and the United States", *Transactions of the Institute of British Geographers*, 20(3).

Kempson, Elaine and Claire Whyley (1999) *Kept out or opted out?: Understanding and combating financial exclusion*, The Policy Press.

Kempson, Elaine, Claire Whyley, John Caskey and Sharon Collard (2000) *In or out? : Financial exclusion: a literature and research review*, Financial Services Authority.

Morduch, Jonathan; Stuart Rutherford, Daryl Collins and Orlanda Ruthven, 2009, *Portfolios of the Poor: How the World's Poor Live on \$2 a Day*, Princeton University Press.

Morduch, Jonathan and Rachael Schneider (2017) *The Financial Diaries: How American Families Cope in a World of Uncertainty*, Princeton University Press.

Mullainathan, Sendhil and Eldar Shafir, *Scarcity: Why Having Too Little Means So Much*, Times Books. (センディル・ムッライナタン&エルダー・シャフィール著、『いつも「時間がない」あなたに：欠乏の行動経済学』早川書房)

田尻嗣夫(2000)「リテール・バンキング戦略における顧客選別と金融排除(Financial Exclusion)」『東京国際大学論叢経済学部編』22, pp.23-60.

5 . 主な発表論文等

〔雑誌論文〕(計6件)

- 佐藤 順子、これからの家計改善支援事業を展望する、生活協同組合研究、査読無、519号、2019、pp.21 - 28
- 角崎 洋平、なぜ生協が生活相談・貸付事業に取り組むのか、生活協同組合研究、査読無、519号、2019、pp.12 - 20
- 小関 隆志、世界と日本の金融排除・金融包摂の動向、大原社会問題研究所雑誌、査読無、737号、2020、pp. -
- 角崎 洋平、低所得世帯の金融ウェルビーイングと金融排除 ファイナンシャル・ダイアリー調査に基づく分析と考察、大原社会問題研究所雑誌、査読無、737号、2020、pp. -
- 佐藤 順子、母子生活支援施設入所者の家計の困難と職員による支援の実際、大原社会問題研究所雑誌、査読無、737号、2020、pp. -
- 野田 博也、金融包摂に関わる日本の実践と政策の現状と課題 ファイナンシャル・ケイパビリティ概念に着目して、大原社会問題研究所雑誌、査読無、737号、2020、pp. -

〔学会発表〕(計3件)

- 小関 隆志、角崎 洋平、低所得世帯の家計分析に基づく金融排除の研究、社会政策学会、2018年
- 小関 隆志、佐藤 順子、角崎 洋平、野田 博也、金融排除の実態調査報告、貧困研究会、2018年
- 小関 隆志、日本に金融排除はあるのか？ ファイナンシャル・ダイアリー調査報告、社会デザイン学会 ファイナンシャル・インクルージョン研究会、2018年

〔図書〕(計1件)

小関隆志、佐藤順子、角崎洋平、野田博也、上田正、久保田修三、津田祐子、明石書店、日本の貧困と金融排除、2020年、pp.

〔その他〕

ホームページ等

小関隆志研究室 「研究課題：金融包摂による生活困窮からの脱却可能性」

<http://www.kisc.meiji.ac.jp/~koseki/kibanC.html>

社会政策学会、貧困研究会、ファイナンシャル・インクルージョン研究会での報告資料を掲載

6 . 研究組織

(1)研究分担者

研究分担者氏名：佐藤 順子

ローマ字氏名：(SATO, Junko)

所属研究機関名：佛教大学

部局名：福祉教育開発センター

職名：専任講師

研究者番号(8桁)：80329995

(2)研究協力者

研究協力者氏名：角崎 洋平

ローマ字氏名：(KADOSAKI, Yohei)

研究協力者氏名：野田 博也

ローマ字氏名：(NODA, Hiroya)

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属されます。